

議員提出議案第5号

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年(2026年)6月8日

提出者	八王子市議会議員	鈴木 玲 央
	同	吉本 孝 良
賛成者	八王子市議会議員	福安 徹
	同	岩田 祐 樹
	同	川村 奈緒美
	同	小林 秀 司
	同	岸田 功 典
	同	西室 真 希
	同	立川 寛 之
	同	内田 由香利
	同	長谷川 順 子

八王子市議会議長

美濃部 弥 生 殿

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の一部を改正する条例

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成23年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。</p> <p><u>(4) コミュニケーション手段</u> <u>言語（手話を含む。）、文字、音声、点字、要約筆記、字幕、音声解説、絵図、拡大・代替コミュニケーションその他意思疎通又は情報取得のための手段をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。</p>

<p>2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。</p> <p>3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。</p> <p><u>4 障害者に対する差別をなくすための取組は、障害者が、自ら選択するコミュニケーション手段により意思を表明し、情報を取得し、社会参加できることを基本として行われなければならない。</u></p> <p><u>5 前各項の理念を踏まえ、手話は、長年にわたり受け継がれてきた文化的な側面とその特性に関する理解が社会全体で深められるよう配慮し、言語として尊重されなければならない。</u></p>	<p>2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。</p> <p>3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。</p>
<p>(情報伝達)</p> <p>第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。</p>	<p>(情報伝達)</p> <p>第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段-(字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等)を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

別紙2

提案理由

八王子市では、全国に先駆けて障害者差別禁止条例である「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を平成23年に制定し、障害者の権利擁護と共生社会の実現に向けた取組を推進してきた。しかし、令和4年に「東京都手話言語条例」、令和7年に「手話に関する施策の推進に関する法律（通称：手話施策推進法）」や、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」が施行され、障害者基本法に定める情報バリアフリーの重要性が高まるなど、障害者を取り巻く社会環境や制度は大きく変化している。

こうした動向を踏まえ、これまで情報伝達として掲げていたコミュニケーション手段についての規定を基本理念として整理することが求められている。

そこで、手話が言語のひとつであることを明示すると共に、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう、コミュニケーションに関する権利の保障を一層推進し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現をめざすため、本条例の一部を改正する。